

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 12 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名 | 協和温泉でのチップボイラーの導入による温室効果ガス削減事業 |
| 排出削減事業者名 | 株式会社協和温泉 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 公益財団法人北海道環境財団 |
| 事業実施場所 | 協和温泉 (北海道上川郡愛別町協和 1 区) |
| 事業の概要 | 本事業では、従来の A 重油ボイラーをチップボイラーに更新することで、二酸化炭素排出量を削減する。 |
| 排出削減量の計画 | 2011 年度 : 32 t CO ₂ /年 2012 年度 : 276 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 308 tCO ₂) |
| 国内クレジット 認証期間 | 開始日 2012 年 3 月 5 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 001 ボイラーの更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------|--|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：協和温泉</p> <p>事業実施サイトの視察日付：平成 25 年 1 月 10 日（木）</p> |
| 追加性を有すること | <p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、事業者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>事業実施前の設備が継続使用可能であることを、現地審査時の目視及び事業者へのヒアリングにより確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本事業の投資回収年数については、補助金額を差し引いた純投資額にて算定しており、入手した根拠資料、質問及び検算により 72.9 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者は、地域経済の活性化と CO2 削減という観点から町内の木質燃料を有効活用する方法を検討していた。その折に関連事業者より国内クレジット制度の話聞き、地域外から購入していたボイラーの A 重油を、木質燃料に転換することにより、エネルギーの地産地消と CO2 削減が可能となることから、本事業への投資に踏み切ったことを確認した。投資回収が不可能という中で、投資に踏み切るとは大変な経営判断であったが、地域経済の活性化と環境負荷の低減を重要視し、また少しでも投資回収に寄与できればとの判断があったことを確認している。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | 自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。 |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること | <p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、本削減事業は既存の重油焚ボイラーからバイオマス燃料ボイラーへの更新であり、ボイラー効率の改善は問われないことから、条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備を継続して利用可能であることを、現地審査時の目視及び事業者へのヒアリングにより、継続して利用可能であることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前後で生産された温水を自家消費することを、現地視察及び関係者への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えているものの、継続して利用可能であることを現地審査時の目視及び事業者へのヒアリングにより確認している。</p> |

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

ボイラーで使用する木質チップは、下川町内の木材をプレカットする過程で生じた端材を使用しており、すべて国産の未利用材であることを確認した。

以上